

再就職規制の概要

(1) 役員及び幹部社員の再就職の自粛

- ・対象企業[※]に対して、在職中の再就職を目的とした一切の活動の禁止
- ・対象企業への再就職について、役員は退任後1年間自粛、その後退任後2年までは届出とし、幹部社員は退職後1年までは届出。
- ・対象企業が競争参加資格停止等の措置を受けた場合は、当該措置期間中及び措置期間終了後6ヶ月間は当該対象企業への再就職を自粛。

※「対象企業」…当社が競争入札により発注する業務の受注企業、競争入札参加企業及び競争参加資格を有する企業

(2) 誓約書の提出

- ・本人：再就職先において、当社に対し、働きかけ[※]その他の不正な行為をしない旨を誓約
- ・再就職先：再就職者に、当社に対し、働きかけその他の不正な行為をさせない、これに違反した場合は、資格登録取消しの措置等を受けても異議がない旨を誓約

※「働きかけ」…売買、貸借、請負その他の契約に関する事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼すること

(3) 再就職状況の公表

- ・毎年度、届出者数等、再就職の状況について公表